

# 秋田駅西北地区 区画整理だより

Communication  
第 29 号  
2017年5月31日

“ともにづくり ともに生きる人・まち・くらし”  
発行 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所  
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3  
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931  
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

## 平成29年度事業について

都市計画道路「千秋山崎線」の全面開通に向けて、千秋山崎線の一部築造を中心に事業を進めます。

### <当初予算額>

秋田駅西北地区土地区画整理事業 263,087 千円

| 秋田駅西北地区     | 28年度末  | 29年度末       |
|-------------|--------|-------------|
| 進捗率(事業費ベース) | 約55.4% | 約57.4%(見込み) |

- ◆道路整備 都市計画道路2路線の整備工事
- ◆その他 都市計画道路千秋山崎線のJR横断部(地下道)の詳細設計  
画地点測量

平成5年度から平成28年度までの事業費の推移(補正を含む)

(百万円未満切捨)

| 年 度    | 事 業 費  | 年 度    | 事 業 費  |
|--------|--------|--------|--------|
| 平成5年度  | 48百万円  | 平成17年度 | 240百万円 |
| 平成6年度  | 600百万円 | 平成18年度 | 205百万円 |
| 平成7年度  | 442百万円 | 平成19年度 | 718百万円 |
| 平成8年度  | 450百万円 | 平成20年度 | 391百万円 |
| 平成9年度  | 153百万円 | 平成21年度 | 234百万円 |
| 平成10年度 | 465百万円 | 平成22年度 | 311百万円 |
| 平成11年度 | 404百万円 | 平成23年度 | 25百万円  |
| 平成12年度 | 802百万円 | 平成24年度 | 188百万円 |
| 平成13年度 | 270百万円 | 平成25年度 | 127百万円 |
| 平成14年度 | 185百万円 | 平成26年度 | 46百万円  |
| 平成15年度 | 128百万円 | 平成27年度 | 283百万円 |
| 平成16年度 | 156百万円 | 平成28年度 | 374百万円 |

◆5月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。

※ ○印は転入者となっております。

|        |  |
|--------|--|
| 所長     | 中島 芳美  |
| 計画工事担当 | ○長内副参事、大友主席主査、藤島主査<br>佐々木主任、○藤倉技師                    |
| 換地担当   | ○長内副参事（兼務）、佐藤主席主査、奈良主査、○丹後谷主査<br>佐々木主任（兼務）、○藤倉技師（兼務） |
| 補償担当   | 鳥海副参事、鈴木主席主査、○屋代主査、佐藤主査、<br>○富樫主査、○戸嶋技師、川上技師         |

※ 各担当の主な業務は以下のとおりです。

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 計画工事担当 | 「道路工事、全体事業計画、事業予算」等に関する事           |
| 換地担当   | 「仮換地、土地の使用および管理」等に関する事             |
| 補償担当   | 「建物および工作物等の補償、新築建物の手続き、仮設住宅」等に関する事 |

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますので  
よろしく願いいたします。

ご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

◆道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら当事務所（電話834-2204）や中央市民サービスセンター（電話888-5640）までご連絡ください。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、  
ぜひご覧ください。（事業の紹介、話題や予定、事業に関する申請用紙等）

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

\* 電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

☆ 主な内容 ☆

- 事業概要
- 関連情報
  - ・ 予算概要
  - ・ 公共施設整備内容と進捗率
  - ・ 事業説明会について
  - ・ 区画整理だよりについて
  - ・ 工事施工状況
  - ・ 道路施工済箇所
  - ・ 各種届出様式
  - ・ よく寄せられる質問・要望などについて

## 土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ

関係権利者の方々の意見を事業に反映させるための重要な機関として、土地区画整理審議会が設置されておりますが、これを構成する委員の任期（5年）が今年で満了を迎えるため、8月27日(日)に選挙を行う予定です。

選挙までの主なスケジュールは、次のとおりです。

- ▷ 6月28日(水) 選挙人名簿の縦覧開始
  - ・ 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで
  - ・ 縦覧場所：秋田駅東地区土地区画整理工事事務所  
(秋田市手形字山崎44番地3)
- ▷ 7月11日(火) 選挙人名簿の縦覧終了
- ▷ 7月24日(月) 選挙人名簿の確定および選挙すべき委員の数の公告
- ▷ 7月25日(火) 立候補の届出、推薦届の受付開始
- ▷ 8月 3日(木) 立候補の届出、推薦届の受付終了
- ▷ 8月 4日(金) 候補者の公告
- ▷ 8月21日(月) 選挙場、投票時間、開票日時の公告
- ▷ 8月27日(日) 投票、開票
- ▷ 9月 4日(月) 当選人決定の公告

### Q & A

**Q：立候補する場合の手続きを教えてください。**

A：選挙人名簿を確定させる旨の公告の翌日から10日以内に立補届又は立候補推薦届（本人の承諾が必要）を市長に提出(\*)することにより、候補者となることができます。

(\*)提出は駅東事務所までお願いします。

**Q：選挙する人は誰ですか。**

A：施行地区内の関係権利者の方々が選挙人になります。所有権者から選出される委員は宅地の所有権者の方々が、借地権者から選挙される委員は借地権者の方々が、それぞれ選挙します。学識経験者から選出する委員は、市長が決定します。

**Q：不在者投票はできますか。**

A：できません。

**Q：代理投票はできますか。**

A：できません。

**Q：委員の身分は。**

A：地方公務員で、非常勤の特別職にあたります。

**Q：土地区画整理審議会の役割は。**

A：仮換地の指定や換地計画などについて、意見を述べるなどの権限があります。

委員の選挙に関しまして、ご不明な点がございましたら、当事務所にご連絡ください。>

## 土地売買・権利変動等に関するQ & A

**Q 1 土地を売買することは可能か。**

A 1 仮換地指定の有無にかかわらず、売買することは可能です。ただし、いくつかの土地をまとめて仮換地に反映している場合があります。売買する予定がある場合は、事前に事務所にご相談ください。（地権者以外の方が相談する場合は、地権者からの委任状が必要となります。）

**Q 2 仮換地を分筆して売りたいがどうすればよいか。**

A 2 仮換地の分割、および従前地の地積測量図の作成等、施行者の技術的助言が必要となりますので事務所にご相談ください。

**Q 3 所有権に変更があった場合は、届出が必要か。**

A 3 建物移転の連絡、区画整理だより等、事務所よりお知らせをする場合がありますので、所有権に変更がありましたら、ホームページに掲載している所有権移転届出書にご記入のうえ、必要書類を添付して事務所に提出をお願いします。

**Q 4 土地の名義が故人になっているが、事業による移転等に支障はあるか。**

A 4 故人から名義が変わっていない場合、仮換地指定や移転契約の際にすべての法定相続人（権利者）の了承が必要になり、事業に支障をきたす場合がありますので相続の手続きをお願いします。

**Q 5 仮換地指定通知は再発行してもらえるか。**

A 5 再発行はできませんので事業の終了まで大切に保管してください。

**Q 6 固定資産税が移転前の土地面積で請求されているがいつ変更されるのか。**

A 6 固定資産税については、使用収益の開始日の翌年より仮換地の面積で課税されることとなります。使用収益の開始日の通知は、移転後、仮換地の周りの工事がほぼ完了した際に送付させていただいております。

**Q 7 自分の土地以外の移転先が知りたい。**

A 7 個人情報として扱っているため、地権者からの委任状がない限りお答えすることは出来ませんのでご了承ください。

**Q 8 土地登記の書き換えは誰がするのか。**

A 8 従前地の表題部（所在地、地目、地積等）を、事業終了時（換地処分時）に施行者である市が換地に合わせて一括で書き換えをします。ただし、所有権の移転等権利部に関してはご自身で書き換えすることとなります。

その他、ご不明な点がございましたら、当事務所へお問い合わせ下さい。

